

# 請負工事の監督及び検査に関する規程

昭和33年12月5日訓示第12号

改正

昭和40年5月10日訓令第9号

昭和40年11月1日訓令第15号

昭和43年5月1日訓令第8号

昭和46年4月8日訓令第7号

昭和61年3月31日訓令第7号

平成11年1月19日訓令第1号

平成19年3月30日訓令第25号

## 第1章 総則

(適用範囲)

第1条 新潟市契約規則（昭和59年新潟市規則第24号。以下「契約規則」という。）による請負工事（以下「工事」という。）の監督及び検査に関しては、法令その他に特別の定めがあるもののほか、この規程の定めるところによる。

(職員の職務)

第2条 この規程により、工事の監督又は検査を行う職員は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条の2第1項の規定に基づき職務を執行する。

## 第2章 監督

### 第1節 監督員

(監督員の指定)

第3条 市長は、工事の施行を決定したときは、すみやかに当該工事の監督を行う職員（以下「監督員」という。）を指定するものとする。

(一般的職務)

第4条 監督員は、市長の指揮を受け、契約書及び設計図書（設計書、図面、仕様書、現場説明書及び現場説明に対する質問回答書をいう。以下同じ。）に定められた事項の範囲において、おおむね次の各号に掲げる職務を行う。

（1） 工事の施行に立ち会い、又は必要な監督を行い、請負者又はその現場代理人に対して指示を与えること。

（2） 図面に基づいて監督に必要な細部設計図面若しくは現寸図を作成し、又は請負者の作成する細部設計図若しくは現寸図を確認して承諾を与えること。

## 第2節 施行監督

（立会）

第5条 監督員は、工事に使用する材料のうち調合を要するものについて、その調合に立ち会わなければならない。ただし、調合について見本検査によることを適当と認めた場合又は特に調合に立ち会う必要がないと認めた場合は、この限りでない。

第6条 監督員は、外部から明視できない主要部分の工事の施行に立ち会わなければならない。

2 前項の工事について請負者が無断施行したときは、その部分を発掘又は破壊させて検査することができる。

3 前2項の場合において、監督員は、写真その他当該工事のしゅん工状況を知るに足る資料等を整備しなければならない。

（通知等の処理）

第7条 監督員は、請負者から契約に基づく通知、届出又は請求があつたときは、その内容を精査し、意見を付して市長に報告しなければならない。

（損害処理等の協議手続）

第8条 監督員は、契約に基づく損害処理に関し、請負者から協議の申し入れがあつたときは、当該損害の原因、規模、損害額、発生防止措置の適否並びに修復の可能

性及びその費用概算等に関して詳細に調査し、処理に関する意見を付して市長に報告しなければならない。

2 監督員は、前項の場合を除くほか、請負者から契約に基づく協議の申し入れがあつたときは、その内容を精査し、意見を付して市長に報告しなければならない。

(設計変更手続)

第9条 監督員は、工事施行中において、設計の変更をする必要があると認めたときは、既定設計とその変更案を比較対照できる図面及びその事由を明らかにする書類及びその他の資料を市長に提出しなければならない。

(報告及び意見の具申)

第10条 監督員は、天災その他工事の進捗に重大な支障を及ぼし、又はそのおそれのある事態が発生したときは、すみやかにその詳細を市長に報告しなければならない。

2 監督員は、次の各号に掲げる事項について、市長に意見を具申しなければならない。

(1) 工事の一時中止、打切り又は契約解除に関すること。

(2) 工事のしゅん工期限の延期に関すること。

(3) 前各号に掲げることのほか工事の完成を妨げる原因の排除に関すること。

(工事記録)

第11条 監督員は、毎日の作業内容、工事の出来形その他必要な事項について記録等を整備しなければならない。ただし、軽易な工事については、この限りでない。

### 第3節 材料検査等

(材料検査)

第12条 監督員は、請負者から材料検査の請求があつたときは、設計図書に基づき適当と認める方法により、材料の形状、寸法、種類、数量、品質等について検査し

なければならない。

2 前項の検査を行うときは、監督員は、あらかじめその日時を通知して、請負者又はその代理人を立ち合わせなければならない。

3 監督員は、検査の結果を設計図書に示した材料の品名及び数量について材料検査簿（別記第1号様式）等により整備しなければならない。ただし、軽易な工事については、この限りでない。

（見本検査）

第13条 監督員は、請負者から調合した材料について見本検査の請求があつたときは、前条第1項及び第2項に規定するところにより、これを検査しなければならない。

（不合格措置）

第14条 監督員は、前2条の検査の結果、不合格と認めるものについては、当該請負者に対し、期間を指定してその取換を命じなければならない。

2 前項の場合において、取換期間が長期にわたり、工事の進捗に重大な影響があると認めるときは、その旨を市長に報告しなければならない。

#### 第4節 出来形査定

（査定命令）

第15条 市長は、請負者から契約による部分払のため出来形部分査定の請求を受理したとき又は契約解除による工事既済部分の引取の請求を受理したときは、監督員に対して、当該契約にかかる工事について部分払又は引取の対象とする出来形部分を査定させるものとする。

（査定方法）

第16条 工事について部分払の対象とする出来形部分は、当該工事の出来形部分及び検査済材料（セメント、その他変質又は散いつのおそれがある物若しくは出来

形査定を不相当と認められる物を除く。)とする。

2 監督員は、工事の出来形部分を査定する場合は、工事の完成部分を設計図書に基づき、その構造、寸法、工法、仕上げ等について精査し、おおむね次の各号に掲げる標準により査定するものとする。

- (1) 杭類は、打込みを完了し、かつ梁又は挟木等を仕付けたものを出来形とする。
- (2) 沈床は、所定の沈石及び目潰全部を沈下したものを出来形とする。
- (3) コンクリート方塊による沈床類の場合は、1区画について連結したものを出来形とする。
- (4) 張石、積石及び柵類は、仕付完了の部分の出来形とする。
- (5) 土、石、砂利による築立又は切取は、その形状を問わず実際の体積を出来形とする。
- (6) 刃金粘土等においては、堀割りののち、練込みをなした体積を出来形とする。
- (7) 欠損腹付又は繰返し、つき固め等は、これに実際使用された土砂、砂利の体積を出来形とする。
- (8) 枠、籠等は、中詰石の詰込みを完了したものを出来形とする。
- (9) 粗朶上装又は張芝、筋芝、帯芝は仕付を完了したものを出来形とする。
- (10) 敷砂利は、敷均しを完了したものを出来形とする。
- (11) コンクリート打は、打込みを完了した部分を出来形とする。
- (12) ブロック及び煉瓦は、積上げ又は敷詰を完了した部分を出来形とする。
- (13) 軸組及び小屋組は完了した部分を出来形とする。
- (14) 屋根は、ふき終った部分を出来形とする。
- (15) 造作材及び内装材は、取付を完了した部分を出来形とする。

- (16) 建具類は、建付を完了した部分を出来形とする。
- (17) 壁は荒壁、返壁、上塗共塗上げを完了した部分を出来形とする。
- (18) ペンキ及び生洩塗等は上塗を完了した部分を出来形とする。
- (19) 電気工事は、配線又は配管を完了した部分を出来形とする。
- (20) 給、排水、衛生工事は、配管を完了した部分を出来形とする。
- (21) 冷、暖房工事は、配管を完了した部分を出来形とする。
- (22) 前各号に掲げるもののほか、実際に仕付済の部分を出来形とする。
- (23) 仮設建物、運搬費、現場管理費、一般諸経費等については、当該工事の出来形率以内とする。

3 契約解除による工事既済部分の引取りの出来形査定は、前項の例によるものとし、工事材料については、査定のとときに現場にある物で、引取りを適当と認めた物に限るものとする。

(出来形明細書)

第17条 監督員は、査定を完了したときは、その結果につき出来形明細書（別記第2号様式）を作成し、検査員の確認を受け市長に提出しなければならない。

### 第3章 検査

(検査員の指定)

第18条 市長は、次の各号に掲げる場合には、工事の検査を行う職員（以下「検査員」という。）を指定するものとする。

- (1) 請負者から工事履行届を受理したとき。
- (2) 契約により工事の完成部分を使用しようとするとき。
- (3) 請負者から契約による部分払のための出来形部分査定の請求を受理したとき。
- (4) 契約解除による工事既済部分の引取りの請求を受理したとき。

(5) その他、市長が必要と認めたとき。

2 検査員は、相当高度の知識経験を有する職員で当該工事の監督員以外の者でなければならない。

(検査員の職務)

第19条 検査員は工事のしゅん工検査及び市が使用しようとする工事完成部分の検査（以下「しゅん工検査」という。）並びに第15条の規定による監督員の出来形部分査定確認のため検査を行う。

(検査方法)

第20条 検査員は、しゅん工検査を行う場合には、工事を設計図書に基き、その構造、寸法、工法仕上げ等について精査し、必要と認めるときは、工事の一部を破壊又は発掘して検査しなければならない。

2 前項の検査を行うときは、検査員は、あらかじめその日時を通知して、当該工事の監督員並びに請負者又はその代理人を立ち合わせなければならない。

3 検査員は、出来形部分を査定確認のための検査を行う場合には、第16条に規定するところにより検査しなければならない。

(不適確措置)

第21条 検査員は、しゅん工検査を行った結果、不完全と認めたときは、当該請負者に対し、期間を指定し、書面をもつて修補、改造その他必要な措置（以下「修補等の措置」という。）を命ずるとともに、特に重要と認めるものについては、市長にその旨報告をしなければならない。

2 検査員は、出来形部分査定確認のための検査を行った場合において、工事の既済部分について、かしを発見したときは、当該工事の監督員に対して、当該かしの修補等のために必要な措置を講ずべきことを命じなければならない。

(合格復命)

第 2 2 条 検査員は、しゅん工検査（前条第 1 項の規定による修補等の措置の命令後の再しゅん工検査を含む。）を行った結果、合格と認めるときは、検査調書を市長に提出しなければならない。ただし、契約金額が 2 5 0 万円以下のものについては、請求書に検査証明の印を押すことをもって、検査調書の作成に代えることができる。

（出来形明細書の確認）

第 2 3 条 検査員は、出来形部分査定確認のための検査を行った結果、監督員の作成した出来形明細書が事実と合致すると認めるときは、当該出来形明細書に確認の印を押し、及び事実と相違すると認めるときは、当該監督員に対して、当該出来形明細書を修正させなければならない。

#### 第 4 章 雑則

（準用規定）

第 2 4 条 この規程は、工事に直接必要な物件、労力その他の供給について準用する。

（その他）

第 2 5 条 この規程に定めるもののほか、この規程の施行に必要な事項は、市長が別に定める。

#### 附 則

- 1 この規程は、公布の日から施行する。
- 2 工事施行に関する規程（昭和 2 5 年 1 月 1 6 日訓示第 7 号）は、廃止する。
- 3 この規程施行の際、現に施行中の工事に関しては、なお従前の例による。

附 則（昭和 4 0 年訓令第 9 号）

この規程は、昭和 4 0 年 5 月 1 0 日から施行する。

附 則（昭和 4 0 年訓令第 1 5 号）



この規程は、公布の日から施行する。

附 則（昭和43年訓令第8号）

この規程は、昭和43年5月1日から施行する。

附 則（昭和46年訓令第7号）

この規程は、昭和46年4月8日から施行する。

附 則（昭和61年訓令第7号）

この規程は、昭和61年4月1日から施行する。

附 則（平成11年訓令第1号）

この規程は、平成11年4月1日から施行する。

附 則（平成19年訓令第25号）

この規程は、平成19年4月1日から施行する。



